

平成 29 年度 自然エネルギー・ 省エネルギー機器等 導入費助成のご案内

太陽光発電システム・ソーラーシステム・ガスエンジン給湯器・
燃料電池給湯器・高反射率塗料等・LEDランプ（共同住宅のみ）



住宅・
共同住宅用

中央区環境土木部環境推進課

3 助成金額

対象機器等	建築物	対象者	一般助成		中央エコアクトの認証を取得している場合	
					中央エコアクトに参加申込をしている場合 (助成金の支払は認証取得後になります。)	
			助成単位	限度額	助成単位	限度額
ガスエンジン給湯器 (エコウィル)	住宅	居住者	導入費用の 20%	150,000 円	導入費用の 35%	180,000 円
燃料電池給湯器 (エネファーム)				650,000 円		780,000 円
高反射率塗料等 (屋上用高反射率塗料、窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材)	住宅	居住者		100,000 円		-
	共同住宅 (共用部)	共同住宅所有者		700,000 円		
LED ランプ		共同住宅 (共用部)			共同住宅所有者	400,000 円
	管理組合					

※機器本体の他に、導入に係る工事費も導入費用に含まれます。(諸経費や交通費等の機器の導入に直接関係のない経費は含まれません。)

※助成金交付申請額は、千円未満切捨てです。

助成金の申請に必要な書類

※機器等の導入前に申請してください

申請者	申請に必要な書類	
	個 別	共 通
区内に住所を有している方 (区民)	なし	①自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金交付申請書(第1号様式甲)
区内に賃貸共同住宅を所有している方 (区民)	①発行後3か月以内の共同住宅に係る不動産登記(建物)に関する登記事項証明書(全部事項証明書または現在事項証明書)	②機器等の導入に係る見積書とその内訳書の写し ③導入機器等の形状・規格等がわかる資料(機器の要件を確認できる書類、パンフレット等の写し)
区内に賃貸共同住宅を所有している 中小企業者等	①発行後3か月以内の共同住宅に係る不動産登記(建物)に関する登記事項証明書(全部事項証明書または現在事項証明書) ②法人の場合は、発行後3か月以内の商業登記に関する登記事項証明書(現在事項証明書または履歴事項証明書) ③個人の場合は、直近の確定申告書(受付印のあるもの)の写し	④LEDランプを導入する場合 導入場所・個数・型番等が特定できる図面と実施計画書(様式1) ⑤高反射率塗料を導入する場合 導入場所・規模(塗料の塗布面積)が明記された図面(平面図・立面図)と実施計画書(様式2) ⑥日射調整フィルムまたはコーティング材を導入する場合
区内の分譲共同住宅の 管理組合	①発行後3か月以内の共同住宅に係る不動産登記(建物)に関する登記事項証明書(全部事項証明書または現在事項証明書) ②共同住宅の管理規定の写し ③機器等の導入に係る管理組合総会の決議書、またはそれに代わるもの	⑦導入承諾書(導入する住宅が自己所有でない場合のみ) ⑧委任状(申請者以外の方が書類提出を行う場合)

※導入条件や状況に応じて、上記①～⑧以外の書類提出をお願いする場合があります。

※確定申告を電子申請で行っている場合は、受理されたことが確認できる書類の写しを提出してください。

※必要書類はホームページからダウンロードできます。また、環境推進課でも配布しています。

■注意事項

- ①自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成金は事前申請です。
機器等の設置工事前に申請してください。(助成金交付決定通知を受領後に工事を開始してください)
- ②同年度内の申請は、対象機器ごとに1回までです。
- ③印鑑は提出する書類すべて同じものを使用してください。(インク浸透印不可)
- ④偽りその他不正な手段により交付決定を受け、助成金を交付されたときは、決定を取り消し、助成金の返還を求めます。
- ⑤その他、データ提供やアンケート回答などをお願いすることがあります。

■クレジットカードのご利用・分割払にあたっての注意点

※支払にクレジットカードを利用される場合は、銀行口座からの引き落としを平成30年3月30日までに完了させてください。また、導入完了報告の際には、支払の完了を確認するため、クレジットカード売上票、利用明細書、引落口座の通帳(表紙と引き落としが確認できるページ)の写しが必要です。

※分割で支払をされる場合は、平成30年3月30日までにすべての支払を完了させてください。導入完了報告の際には、分割で支払ったすべての領収書とその内訳書の写しが必要です。また、分割払を口座引き落としにされる場合は、通帳の表紙と引き落としが確認できるページの写しが必要です。

■中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム) 家庭用とは

日常生活における環境活動により、二酸化炭素の排出量を減らしていく仕組みです。
一定の取組成果をあげた家庭に「認証書」を交付します。

【流れ】



※認証までの期間は概ね2か月です。

【詳しくは・・・】

区のホームページ

http://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/seisaku/taisaku/eco/chuoecoact_katei.html

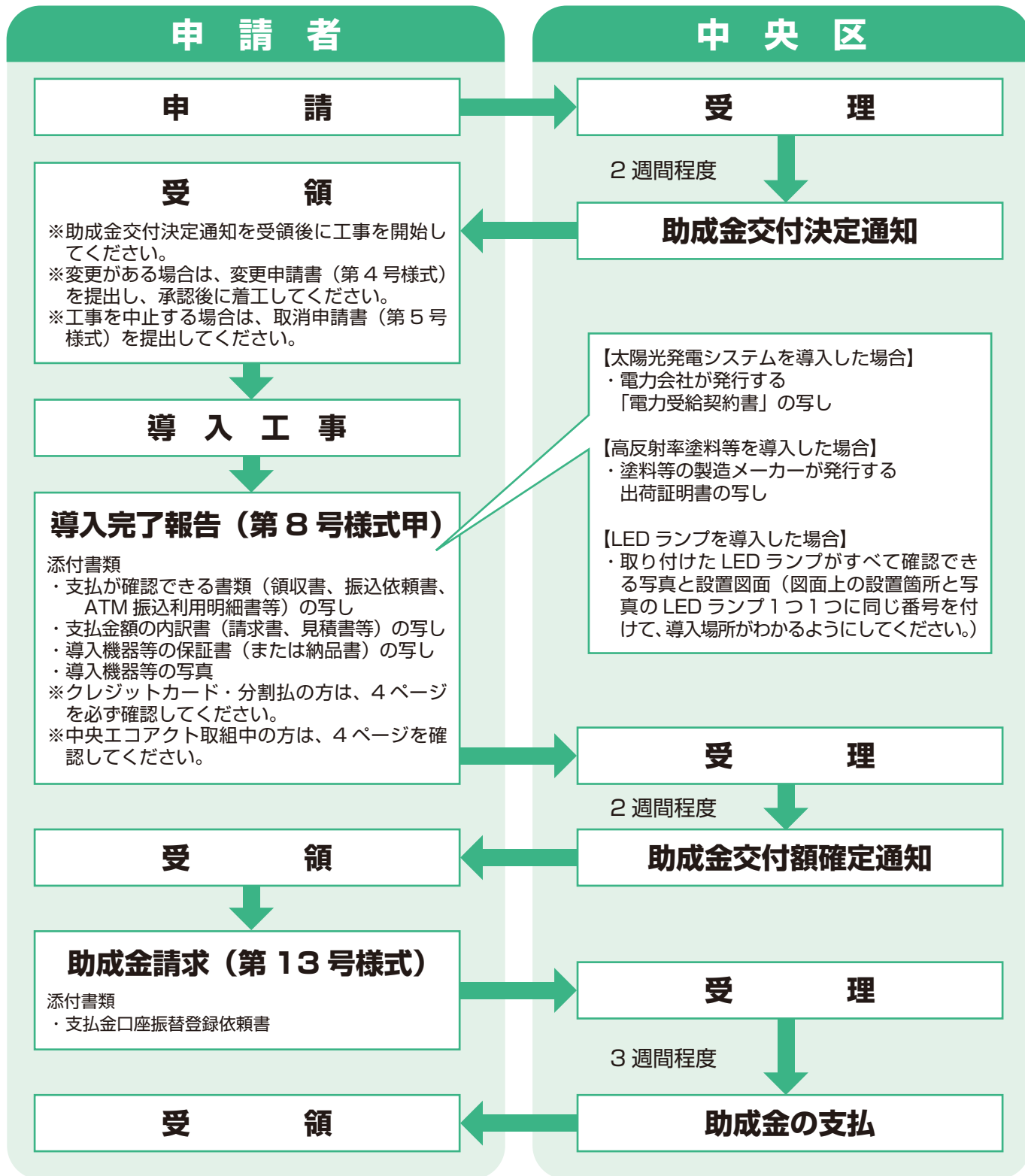
をご覧ください。

■中央エコアクトに取組中の方へ

※中央エコアクト取組中の方は、認証を取得した後に導入完了報告書等を提出してください。

※平成30年3月30日までに中央エコアクトの認証を取得できない場合は、一般助成の助成金額に変更されます。(一般助成の額で助成金を受けられますので書類をご提出ください。)

手続きの流れ



※平成30年3月30日までに導入完了報告をしてください。
 ※各書類の審査には、現場確認を行う場合があります。

問合せ・申請先

中央区 環境土木部 環境推進課 温暖化対策推進係

TEL 03-3546-5628 FAX 03-3546-5639
 〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号

